

最低制限価格の設定基準の見直しについて

		改正前 (令和2年3月31日まで)	改正後 (令和2年4月1日から)
工事	設定範囲	10分の7～10分の9	10分の7.5～10分の9.2
	設定基準	①直接工事費×0.97	
		②共通仮設費×0.90	
		③現場管理費×0.90	
		④一般管理費×0.55	
建設 工事 に係 る 定 基 準 業 務	設定範囲	地質調査以外 10分の6～10分の8	測量及び 地質調査以外 10分の6～10分の8
			測量 10分の6～10分の8.2
		地質調査 2/3～10分の8.5	
	土木関係の 建設コンサル タント業務	①直接人件費の額	
		②直接経費の額	
		③その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	
		④一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	
	測量業務	①直接測量費の額	
		②測量調査費の額	
		③諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
	地質調査業務	①直接調査費の額	
		②間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	
		③解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	
④諸経費の額に 10分の4.5を乗じて得た額		④諸経費の額に 10分の4.8を乗じて得た額	
建築関係の 建設コンサル タント業務	①直接人件費の額		
	②特別経費の額		
	③技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額		
	④諸経費の額に10分の6を乗じて得た額		